

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる注意喚起（1月1日）

● 12月31日、カナダ連邦政府は、1月7日（木）午前0時から国際線でカナダへ入国する5歳以上の全ての渡航者に対し、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査の陰性証明の提示を義務付ける旨発表しました。

1. 1月7日（木）午前0時から国際線でカナダへ入国する全ての渡航者は、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査の陰性証明の提示が必要となります。

（1）陰性証明書はカナダ行きのフライトに搭乗する前に航空会社へ提示する必要があります。この検査はPCR検査によりカナダへの出国前72時間以内を実施する必要があります。

また、新型コロナウイルス検査の陰性証明を取得しても、入国後の14日間の自己隔離は引き続き義務付けられます。

（2）詳細については、以下運輸省の発表を御参照ください。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2020/12/pre-departure-covid-19-testing-and-negative-results-to-be-required-for-all-air-travellers-coming-to-canada.html>

2. オンタリオ州の感染者数

12月31日午前10時30分現在、オンタリオ州保健省は、州内の新型コロナウイルスの感染者数について、新規3,328症例、累計182,159症例（累計死亡：4,530症例、累計回復：156,012症例含む）と発表しました。

オンタリオ州内では、新型コロナウイルス新規感染者数は増加傾向となっています。州及び各自治体で制限・規制措置が取られており、それら感染防止の目的で講じられている措置や奨励されている措置（物理的な距離の確保、屋内でのマスクの着用、感染が疑われた場合等の適切な自己隔離、集会人数の規制等、職場等各安全ガイドラインの遵守）を確実に実施することが強く呼びかけられています。

在留邦人の皆様におかれては、オンタリオ州政府や御自身がお住まいの地域のウェブサイト等から常に感染情報を確認し、上記措置を遵守しつつ、これまでと同様に感染予防に努めてください。